

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡園内75番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 八幡市 市長 川田 翔子 電話番号：075-983-2795					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムにより脱炭素の推進及び省エネ・資源循環の推進を図ることで、温室効果ガス排出量を前年度比4%以上削減することを目標とする。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする環境政策推進本部を設置し、KES・環境マネジメントシステム・ステップ1（平成23年1月1日取得、市の機関が行うすべての事務・事業が適用）の運用、管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,802.8 トン	3,527.4 トン	3,396.2 トン		23.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,802.8 トン	3,527.4 トン	3,396.2 トン		23.5 パーセント	
実績に対する自己評価		第4次八幡市エコ・オフィス計画に定める温室効果ガス削減目標					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	庁舎（水道部局含む）	事業活動に伴う排出の量 (建物床面積×1/100)	3.74	4.64	4.46		21.66 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		第4次八幡市エコ・オフィス計画に定める温室効果ガス削減目標					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	環境マネジメントシステムの運用により、各施設での節電等に努める。					
	令和6年度	環境マネジメントシステムの運用により、各施設での節電等に努める。					
	令和7年度	環境マネジメントシステムの運用により、各施設での節電等に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	環境マネジメントシステムによる職員の自主的な取組として、徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤方法を検討している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤は、身近にできる環境に配慮した取組で、この取組は職員に定着しており、省エネに対する意識付けとなっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境教育の一環として、市内小学生を対象にした自然観察会や環境工作教室を実施。省エネ対策としては、グリーンカーテン普及促進に向け、市民にゴーヤの苗配付を実施。また、グリーンカーテン写真応募キャンペーンを実施し、市民や事業所にグリーンカーテンの普及啓発を実施。その他にも、環境について楽しく学べるよう、市民を対象にした体験型のイベントであるスマート・エコ祭を実施するなど、市内全体に環境啓発活動を実施している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。